

令和8年度災害廃棄物処理対応強化事業企画運營業務仕様書（企画提案競技用）

本仕様書は、青森県が委託する「令和8年度災害廃棄物処理対応強化事業企画運營業務」（以下「委託業務」という。）について適用する。

1 目的

近年、全国的に大雨や地震による災害が頻発しており、本県でも令和3年、令和4年と連続して豪雨災害により、大量の災害廃棄物が発生した。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市町村単独ではなく、県全体での対応力を底上げする必要があることから、災害廃棄物に係る「仮置場設置・運営訓練」及び住民理解の促進に向けた「地域ワークショップ」を通じて、官民が連携した実践能力の向上及び災害廃棄物処理に係る初動対応の強化を図るものである。

2 委託業務の概要

- (1) 仮置場設置・運営訓練の企画立案、運営等
 - (2) 災害廃棄物処理に係る地域ワークショップの企画立案、運営等
- 各業務の詳細は、以下のとおり。

3 「仮置場設置・運営訓練」について

(1) 業務概要

行政や事業者を対象とした仮置場設置・運営訓練を企画立案し、運営する。また、訓練の成果や課題を踏まえた「仮置場設置・運営マニュアル」及び訓練不参加団体にも訓練結果を共有するための報告書を、訓練終了後に作成する。

(2) 対象

県、市町村・一部事務組合、廃棄物処理業者等 50～100名程度
(参加者の募集は県及び開催地の市町村が行う。)

(3) 実施場所及び実施回数

県内1か所（上北地域を想定）で1回実施する。具体的な実施場所は、使用料が発生しない場所の中から、事前に県と開催地の市町村が協議して決定し、受注者に通知する。

(4) 実施時期及び実施時間

令和8年秋に実施する。時間は半日程度とし、詳細な日程は、県、開催地の市町村及び受注者が協議して決定する。

(5) 実施内容

(以下は県が想定する内容ですが、これを参考として、具体的に企画提案してください。)

- ①オリエンテーション：訓練の目的や概要を説明
- ②仮置場設置訓練：水害又は地震により大量の災害廃棄物が発生した想定の下で、参加者に対し、仮置場内の廃棄物の配置や、搬出入車両の導線・経路等を検討さ

せた上で、品目ごとの配置を決定し、看板・ブルーシート等を設置させる。

- ③災害廃棄物受入訓練：参加者を数班に分けて、ロールプレイング方式で、被災者役が持ち込んだ災害廃棄物の受入対応を行う。分別して搬入された場合、混廃状態で搬入された場合、便乗ごみの搬入が疑われる場合への対応シミュレーションを含む。
- ④グループワーク：訓練の前に役割分担等、訓練の後に訓練を通じた気付き等についてのグループワークを行う。
- ⑤災害廃棄物搬出訓練：仮置場の管理上の注意点を解説し、処理業者の実態を踏まえた分別積み込みの解説と実演を行う。
- ⑥振り返り、全体講評等

(6) 留意事項

- ①訓練実施の1か月前までに、委託業務に係る業務予定を反映した業務計画書、訓練シナリオを提出し（電子データ可）、県の確認を受けるとともに、内容に変更又は追加があった場合は、変更後のものを速やかに提出すること。
- ②訓練実施の2週間前までに、訓練に必要な関係資料等を作成し、県の確認を受けた上で当日配付すること。
- ③訓練に必要な資機材、模擬廃棄物、運搬車両・運転手、重機・操作員を手配すること。なお、使用する資機材は、班分け用ビブス、ブルーシート、カラーコーン、誘導棒及びロープ、参加者用テント・パイプいす、看板、拡声器等とし、使用する運搬車両及び重機は、軽貨物トラック（災害廃棄物受入訓練用）、バックホウ（災害廃棄物搬出訓練用）、アームロール車（同）等とする。
- ④当日の進行のために必要なスタッフを派遣すること。また、訓練に係る助言及び講評を行う講師（災害廃棄物対策に精通する専門家又は学識者）を1名選定し、講師の派遣に係る一切の業務（講師謝金及び旅費の支払いを含む。）を行うこと。
- ⑤進行に当たっては、参加者及び参観者に対し、随時訓練のポイントを解説し、参加者等の理解を促すこと。
- ⑥模擬廃棄物やトラック等車両の使用に当たっては、参加者等の安全に支障がないよう、必要な措置をとること。
- ⑦訓練当日の記録（写真・動画（必須）、講評等の議事録）を行うこと。
- ⑧訓練終了後、課題や疑義を分析するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめること。
- ⑨訓練の成果や課題を踏まえた県内市町村用の「仮置場設置・運営マニュアル」を作成すること。
- ⑩訓練内容や訓練を通じた気付きを知らせるフォローアップ資料（報告書又は任意資料）を作成すること。
- ⑪雨天決行とするが、やむを得ず訓練を中止し、又は延期する場合の対応については、県と協議して決定すること。

4 「災害廃棄物処理に係る地域ワークショップ」について

(1) 業務概要

行政や事業者だけでなく、住民自らが災害廃棄物の特徴や処理の流れを理解し、自助・共助の意識で対応できることを目的としたワークショップを企画立案し、運営する。

(2) 対象

県、市町村、住民（町内会又は市町村単位を想定）、社会福祉協議会職員（ボランティア担当）、廃棄物処理業者等 20～30名程度

（参加者の募集は県及び開催地の市町村が行う。）

(3) 実施場所及び実施回数

県内1か所（下北地域を想定）で1回実施する。具体的な実施場所は、公民館等の公共施設を想定し、事前に県と開催地の市町村が協議して決定し、受注者に通知する。使用料が発生する場合は県が負担する。

(4) 実施時期及び実施時間

令和8年秋以降に実施する。時間は半日程度とし、詳細な日程は、県、開催地の市町村、受注者が協議の上決定する。

(5) 実施内容

（以下は県が想定する内容ですが、これを参考として、具体的に企画提案してください。）

- ①災害廃棄物処理についての基礎的な事項説明：専門家により、災害廃棄物の特徴、処理の流れなど基礎的な情報について、座学形式で説明する。
- ②ワークショップ：初動対応を中心としたワークショップ（市町村や住民の動き、仮置場の搬入ルール等の理解及び発災前にできる工夫等の理解）を実施し、参加者間の共通認識の向上を図る。
- ③振り返り、全体講評等

(6) 留意事項

- ①ワークショップ実施の1か月前までに、委託業務に係る業務予定を反映した業務計画書、シナリオを提出し（電子データ可）、県の確認を受けるとともに、内容に変更又は追加があった場合は、変更後のものを速やかに提出すること。
- ②ワークショップ実施の2週間前までに、ワークショップに必要な関係資料等を作成し、県の確認を受けた上で当日配付すること。
- ③ワークショップに必要な消耗品、物品等を手配すること。
- ④当日の進行のために必要なスタッフを派遣すること。また、災害廃棄物処理の基礎的な事項の説明、ワークショップの全体進行及び講評を行う講師（災害廃棄物対策に精通する専門家又は有識者）を1名選定し、講師の派遣に係る一切の業務（講師謝金及び旅費の支払いを含む。）を行うこと。
- ⑤ワークショップ当日の記録（写真、動画、講評等の議事録）を行うこと。
- ⑥進行に当たっては、参加者及び参観者に対し、随時ワークショップのポイントを解説しながら、参加者等の理解を促すこと。

⑦ワークショップ終了後、課題や疑義を分析するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

5 委託金額の上限

金5, 113千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※調査費、旅費、資料作成代一切を含む。

支払時期は、成果品の内容を確認した後とする。

6 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

7 成果品

以下の成果品（紙媒体及び電子媒体（電子データを収納したDVD-R）各1部）を、委託期間終了時まで青森県環境エネルギー部資源循環推進課に提出すること。

①「仮置場設置・運営訓練」報告書

②仮置場設置・運営マニュアル

③「災害廃棄物処理に係る地域ワークショップ」報告書

また、次の事項に留意すること。

- ・電子媒体には、訓練やワークショップを記録した動画・画像を収納すること。
- ・訓練については、30分以内に編集した動画を作成すること（全体及び訓練の内容ごとに分割したものとする）。
- ・「仮置場設置・運営マニュアル」には、訓練の成果や課題を抽出した上で、県内市町村が仮置場を設置し、又は設置計画を策定する際の参考となるよう、必要な事項（仮置場設置及び運営に関する留意事項、仮置場設置から廃止までの流れ等）を取りまとめること。
- ・いずれの成果品も、県のホームページに掲載することを前提に作成すること。

8 その他

(1) 契約締結後、県と受注者による円滑な業務実施に向けた打合せを行う。回数は、業務着手前に1回、仮置場設置訓練前に1回（現地確認を含む。開催地の自治体職員も立ち会う）、ワークショップ実施前に各1回（同）を基本とし、その他、必要に応じて対面やオンラインによる打合せを実施する。

(2) 本仕様書に明示されていない事項は、双方協議して決定するものとする。